

認可地縁団体告示

＜①地方自治法第260条の2第1項の認可を行った場合＞

恵庭市告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、以下の団体を「地縁による団体」として認可したので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月4日

恵庭市長 原 田 裕



- | | |
|---|--|
| 1 名称 | 黄金南曙町内会 |
| 2 規約に定める目的 | この会は、助け合いの精神を基盤に地域住民相互の親睦と融和を図り、安心して住める安全な地域づくりに寄与することを目的とする。 |
| 3 区域 | 黄金南1丁目10以降、2丁目4から17まで、2丁目21から23まで、3丁目1から16まで、5丁目4から10までを区域とする。 |
| 4 事務所 | 会長宅 |
| 5 代表者の氏名及び住所 | 氏名 木 村 裕
住所 恵庭市黄金南2丁目11番9 |
| 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所) | なし |
| 7 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所） | なし |
| 8 会則に解散の事由を定めたときは、その事由 | |
| 会則第35条第1項 | 地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定による |
| 同条 第2項 | 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない |
| 9 認可年月日 | 令和7年3月4日 |